

沖縄市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	800	法第32条 第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	730
	第2種電柱		1,200		第2種電柱		1,100
	第3種電柱		1,700		第3種電柱		1,500
	第1種電話柱		710		第1種電話柱		650
	第2種電話柱		1,100		第2種電話柱		1,000
	第3種電話柱		1,600		第3種電話柱		1,400
	その他の柱類		71		その他の柱類		65
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		7		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	4			地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700		路上に設ける変圧器	1個につき1年	640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1	430		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390
					変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300
			郵便差出箱及び信書便差出箱		550		
			広告塔	表示面積	4,300		

		年					
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400				
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年	600				
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800				
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの						
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270				
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	390						
外径が1メートル以上のもの	780						
	その他のもの					1平方メートルにつき1年	1,300
						占有面積1平方メートルにつき1年	1,300

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			300		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			430		
	外径が1メートル以上のもの			860		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対策として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	
			その他のもの		14	
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	710		
		地下に設けるもの		430		
その他のもの				1,400		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400		
法第32条	地下街及び地下室	階数が1の	占用面	Aに		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室				階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
					階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
					階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路				2,100	
地下に設ける通路				1,300		
その他のもの				1,300		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	43	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	430	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430		

第1項第5号に掲げる施設		もの	積1平方メートルにつき1年	0.004を乗じて得た額	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				標識	1本につき1年	1,000
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額						
	上空に設ける通路	2,400	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43				
	地下に設ける通路	1,500					その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430	
	その他のもの	1,400	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	48	その他のもの			2,100			
	その他のもの	占有面積	480	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	430				
				政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月	130				

			積1平方メートルにつき1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48
		その他のもの	1本につき1	480

			月	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800
		その他のもの		2,400
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,400
	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー	480
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条			140

第7号に掲げる施設		トルにつき1月		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

		階数が3のもの	Aに 0.007 を乗じて 得た 額
	その他のもの		Aに 0.025 を乗じて 得た 額
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに 0.012 を乗じて 得た 額
	その他のもの		Aに 0.009 を乗じて 得た 額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び	建築物		Aに 0.022 を乗じて



自動車駐 車場		得た 額
	その他のもの	Aに 0.009 を乗 じて 得た 額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの	Aに 0.012 を乗 じて 得た 額
	上空に設けるもの	Aに 0.022 を乗 じて 得た 額
	その他のもの	Aに 0.031 を乗 じて 得た 額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに

		0.025 を乗 じて 得た 額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに 0.012 を乗 じて 得た 額
	上空に設けるもの	Aに 0.022 を乗 じて 得た 額
	その他のもの	Aに 0.031 を乗 じて 得た 額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに 0.031 を乗 じて 得た

	額	
--	---	--